

基本目標 **4** 権利擁護・理解の推進

地域の中で障がい者の人権を保障し、人間としての尊厳を保つため、自ら必要とするサービスの選択や決定が困難な場合でも、障がい者本人の基本的な人権や利益などを擁護する体制を整備することにより、障がい者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。

また、地域社会における障がい者への差別や虐待を防止するため、関係機関と連携し、早期の発見と防止に取り組みます。

(1) 権利擁護に関する周知・啓発

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法に基づき「滝川市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援等に努めるほか、啓発のための研修などを実施し、権利擁護の取組を促進します。

また、障がいのある人に対する虐待や差別、日常生活から発生する暮らしづらさの解消を図るため、滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議を中心とした相談支援体制が確保されるよう、機能強化を図ります。

滝川市障がい者虐待防止センター	滝川しようがい者地域生活支援センターほほえみプラザ 内
	滝川市明神町 2 丁目 6 番 10 号 でんわ： 23-7041（24時間対応） ファックス： 0125-23-7041 Eメール： soudan@hohoemikai.net

(2) 成年後見制度の利用支援

障がいにより判断能力が十分ではない方に財産管理や人権の保護に不利益が及ばないよう、成年後見人制度、権利擁護事業の制度を必要とする方への利用支援に努め、成年後見制度が有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある人の利用を促進します。

また、市民後見人等の人材の育成や活用を図るための研修などについて検討を進めます。

(3) 障がい者に対する理解の促進

滝川市では平成 19 年度より、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられる場合は、平仮名表記（注 1）としているところですが、障がいや障がい者に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう、引き続き啓発、指導に努めます。

地域生活支援事業（p35）や福祉教育の推進（p43）を通じて、障がい特性や障がいのある人に対する正しい理解を深める機会の拡大に努めます。

また、「障害者週間^{※4-4-1}（毎年 12 月 3～9 日）」や「道民福祉の日^{※4-4-2}（毎年 10 月 23 日）」などの機会に周知・啓発に努めます。

注1) 法令、条例、規則、訓令等の例規文書や団体名などの固有名詞、医学用語等の専門用語として漢字使用が適切な場合については漢字表記としています。

※4-4-1 障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。1995年（平成7年）6月27日に、当時の総理府（現内閣府）障害者施策推進本部により12月3日から12月9日までの1週間と定められた。

※4-4-2 道民福祉の日

誰もが安心して暮らせるやさしさのあるまちづくりを進める「北海道福祉のまちづくり条例」が生まれた日（公布日：平成9年10月23日）にあわせ、福祉についての理解を深め、自主的な行動の契機となるよう制定された。愛称「ふれ愛デー」。

(4) 北海道障がい者条例^{※4-4-3}の普及

障がいのある人々の権利の擁護と障がいのある人々が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、北海道や関係機関と連携し、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

※4-4-3 北海道障がい者条例

「北海道障がい者および障がい児の権利擁護並びに障がい者および障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の通称で、障がい者の権利の擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することの2つを目的として平成21年3月31日に公布、平成22年4月1日から全面施行された。

(5) 障がい当事者等の意見反映

「Nothing about us, without us！（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）」、平成18年12月、国連において採択された「障害者の権利条約」のスローガンとされています。

障がいのある人の意見を障がい者施策に反映させるため、滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議やその他の関係審議会などへ、身体、精神、知的それぞれの障がいのある人やその家族が参画できる機会を広げるとともに、障がい当事者等が障がいに係る計画などへ意見を発言しやすい環境づくりの整備に努めます。